

欧州委員会、「成長と発展のためのデザイン」と題する報告書を公表

2012年9月23日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、9月17日、「成長と発展のためのデザイン (Design for Growth & Prosperity)」と題する報告書を公表した。

欧州は、デザインの分野において世界のリーダーとしての地位を確立しており、デザインは革新的企業のための無形資産として重要な役割を果たしているところ、欧州委員会は、イノベーション、成長、雇用創出の促進を目的としてデザインの潜在性を完全に活用するため、2011年に欧州デザインイノベーション戦略 (European Design Innovation Initiative) を掲げていた。そして、アントニオ・タヤニ欧州委員 (副委員長/産業・企業担当) によって、デザイン政策に対する提言を行うための、産業界、中小企業、国内および地域のイノベーション機関、アカデミックの代表15名から構成される欧州デザインリーダーシップ委員会が設立されていた。

今回の報告書は、同委員会によって作成されたものであり、ヘルシンキで同日に開催された欧州デザインイノベーションサミットにおいてタヤニ欧州委員に対して提出された。同報告書は、(1)世界の舞台、(2)欧州のイノベーション制度、(3)欧州の企業、(4)民間企業、(5)研究制度、(6)教育制度の6つのテーマについて検討を行っており、その結果として、21の政策提言を行っている。そのうち知的財産政策として意匠制度に関する提言内容は次のとおり。

3. 侵害の容認の完全排除へ向けた取組。これは、デジタルの価値連鎖に渡る知的財産権の共有された責任のための「注意義務」の導入による法改正を必要とする。また、実体的な世界およびオンラインでの知的財産権の保護に関連して、欧州の知財事件のための特別のEU裁判所の設立、および、国内裁判所の判事の研修の促進・向上。」

4. デザインサービスの輸出促進のため、欧州の「ECOLABEL (環境ラベル)」のような、「Designed in the EU」ラベルを制定する。その目的は、欧州の意匠権およびイノベーションの保護と権利行使をより効果的かつ利用しやすくすることであり、同時に、継続可能な期待と共同による優越性に関する水準を引き上げる。

また、同報告書の第52頁には、知的財産の項目が掲げられており、知的財産権の侵害に関する欧州監視部門がOHIMへ委任されたことを評価する一方で、知的財産権の権利行使を効果的に行うための取組を継続していく必要性を訴えている。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Designed for growth: Design to push innovation](#)

－ 報告書の全文は、以下参照 －

[Design for Growth & Prosperity \(PDF\)](#)

(以上)